

十日町市農林水産業総合振興事業費補助金 里山林等整備事業

生産森林組合や集落、学校（以下、団体）が所有又は維持管理する森林の整備にかかる費用を支援します。

- ① 団体が所有又は維持管理する森林及びその周辺の林道・作業道の整備に係る費用が補助の対象です。

（注）団体が森林所有者の同意を得て維持管理している森林を含む。

- ② 直営整備と委託整備に係る費用について補助します。

ア 直営整備（団体の構成員が直接作業を行うもの）



- ・刈り払い、枝打ち、除伐
- ・人夫賃金（下刈りの場合 7,200 円/人日）
- ・諸経費（人夫賃金の 10%）

1/2以内
上限 10 万円

イ 委託整備（森林整備事業者に作業を委託して行うもの）



- ・間伐
- ・作業道整備
- ・木材運搬

95/100 以内
上限 200 万円

（注）消費税分は補助対象外です。

- ③ 委託事業は、十日町地域森林組合、ゆきぐに森林組合、市内に事業所を有する認定事業主が行います。

伐採作業は事故の危険性が高いため、作業の実施は専門事業者に限定します。

（参考）新潟県は雇用管理の改善及び事業の合理化のための計画を作成し県知事の認定を受けた林業事業主を「認定事業主」として紹介しています。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/rinsei/1231966915412.html>

申請・問い合わせ

十日町市産業観光部農林課林業振興係 ☎025-757-9917（直通）

補助概要

補助対象者	市内の生産森林組合、集落及び学校	
対象森林等	補助対象者が所有又は維持管理している森林法第5条で定める市内の地域森林計画内の森林 ^{※1} （以下「5条森林」という。）及び学校林 ^{※2} ^{※1} 補助対象者が森林の土地の所有者又は地権者の同意を得て維持管理している5条森林を含みます。 ^{※2} 国有林を含みます。	
補助対象経費	直営整備	ア 人夫賃金 刈り払い 7,200 円/人日 枝打ち 10,600 円/人日 除伐 10,600 円/人日 イ 諸経費（アの10%）
	委託整備	0.5ha 以上の間伐、作業道の整備、木材運搬 ※ 消費税は補助対象経費から除く
補助率・上限金額	直営整備	補助対象経費の1/2以内（上限 10 万円） ※ 千円未満切り捨て
	委託整備	補助対象経費の95/100 以内（上限 200 万円） ※ 千円未満切り捨て
伐採木の売却収入	伐採木の売却収入は補助対象者が負担する費用に充当し、余剰が生じる場合は交付金額を減額する。	
委託整備の森林整備事業者	十日町地域森林組合、ゆきぐに森林組合及び市内に事業所を有し新潟県林業労働力確保改善計画認定制度の認定を受けている事業者	
補助金の申請方法	事業を開始する前に、次の書類を十日町市農林課林業振興係へ提出してください。 【直営整備】 (1) 交付申請書（様式第1号） (2) 里山林整備等事業計画書（別記様式第1号） 【委託整備】 (1) 交付申請書（様式第1号） (2) 里山林整備等事業計画書（別記様式第1号） (3) 収支予算書（別記様式第2号） (4) 位置図（縮尺が1/5,000 程度の地図に、実施場所を記したもの） (5) 見積書（3社分）	